

# 中小企業等外国出願支援事業

(一社)青森県発明協会では、海外特許出願等に取り組む県内中小企業者を支援する  
中小企業等外国出願支援事業（特許庁・東北経済産業局事業）を下記のとおり実施します。

**公募締切：令和3年12月27日(月)17:00※必着**

## ○応募資格

- ①日本に出願済み案件を外国出願する予定である青森県内の中小企業者等
- ②日本に地域団体商標の出願済み案件を外国で商標出願する予定である事業協同組合等、商工会、商工会議所、NPO法人

## ○補助率及び補助上限額

補助率：2分の1以内

補助上限額：(1)1企業に対する1会計年度内の補助金の総額  
300万円

(2)1出願に対する1会計年度内の補助金の総額

(ア)特許出願 150万円

(イ)実用新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願（冒認対策商標を除く） 60万円

(ウ)冒認対策商標 30万円

## ○補助対象経費

外国特許庁への出願手数料、現地代理人費用、国内代理人費用、翻訳費用 等

## ○事業期間

交付決定日から**令和4年2月28日**まで ※全ての会計処理が令和4年2月28日までに完了することが条件です。

令和3年	令和4年
～ 12月27日	1月上旬
募集終了	審査会・採択・交付決定
	2月28日
	事業完了
	3月上旬
	実績報告
	3月下旬
	補助金交付

## ○選定要件

- ①先行技術調査等の結果から外国での権利取得の可能性が否定されない出願であること
- ②補助を希望する出願に関する権利を活用した事業展開を計画していること 等

## ○選定方法

当協会が設置する審査委員会において、採否を決定します。

※採択された場合、申請者名、申請者所在地（市区）、交付決定を受けた出願種別、採択日、交付決定日、法人番号、交付決定金額及び確定金額について、特段のこわりなく公表されますので、予めご了承ください。

## ○申請方法

「中小企業等外国出願支援事業 令和3年度三次募集要項」により詳細をご確認いただき、交付申請書等を作成し、添付書類とともに下記宛先に提出してください。また、jGrants(経済産業省が運営する補助金の電子申請システム)による申請も可能ですので、同システムにより申請を希望される場合は下記担当までご連絡ください。

三次募集要項様式等ダウンロード先：<https://www.aomori-ipc.jp/>



## ●お問い合わせ・書類提出先●

〒030-8570 青森市長島一丁目1番1号 青森県庁北棟1階

一般社団法人 青森県発明協会（担当：下村）

TEL 017-762-7351 FAX 017-762-7352 E-mail [aomoipc1@jomon.ne.jp](mailto:aomoipc1@jomon.ne.jp)

【当協会の「INPIT 青森県知財総合支援窓口」でも無料で相談できますので、ご連絡ください。】